

## 厚生委員会 委員会視察報告

令和6年12月3日

委員長 本間 まさよ

視察行程 令和6年10月23日から同月25日まで

10月23日 岐阜県可児市

高齢者孤立防止事業について

10月24日 滋賀県湖南市

コナン市民共同発電所について

滋賀県野洲市

野洲市くらし支えあい条例について

10月25日 兵庫県神戸市

子ども・若者ケアラー相談・支援について

視察者 委員長 本間まさよ

副委員長 小林まさよし

委員 浜田けい子 西園寺みきこ 深沢達也

厚生委員会（令和6年10月23日から同月25日まで）

日 時	令和6年10月23日 午後1時から午後3時まで
視察先	岐阜県可児市
テーマ	高齢者孤立防止事業について
目 的	高齢化が進む中、市職員等が高齢者宅を訪問し、日常生活の困り事や生活の状況などを把握する。必要な場合は、行政サービスにつなげていく高齢者支援事業を学ぶ。
内 容	<p>可児市は令和6年10月現在、人口約10万人。高齢化率は29.05%となっている。</p> <p>平成31年、核家族化、高齢化が進む中、高齢者の孤独感を減らすため、75歳以上の全市民を対象とした「可児あんきクラブ」を発足した。「あんき」とは「安全に暮らす」を意味する。</p> <p>この間、民生委員や行政関係者による訪問のほか、令和元年10月からは、高齢者への情報を目的とした通信「あんきクラブ便り」を年2回発行、約1万2,800世帯に送付している。</p> <p><b>【高齢者孤独防止事業の目的】</b></p> <p>高齢化の進展、地域コミュニティ希薄化など、高齢者を取り巻く社会状況が大きく変化する中、高齢者が市や社会とつながりを持つことで、孤独感を減らし、安心感を持っていつまでも住み慣れた地域で生活できるように支援する。</p> <p><b>【高齢者孤独防止事業（訪問）実施内容】</b></p> <p>対象者宅を訪問し、日頃の暮らしぶりなどを聞き取る。</p> <p>心配な方は、後日改めて専門職が訪問する。</p> <p>令和元年度は訪問対象を80歳以上とし、2年後から4年度は80歳になった市民を訪問。</p> <p>訪問者（介護認定なし）① 民生委員・児童委員 ② 市職員 （介護認定あり）ケアマネージャー及び地域包括支援センター職員</p> <p>令和5年度以降は、訪問対象を地域とつながりのない可能性がある健康状態不明者とし、訪問者は市職員のみとした。なぜ、訪問対象者を限定したかは、過去の調査結果をみると「頼れる人や話せる人がいる」「外とのつながりがある」と回答した方が95%を超えていたため。健康状態不明者は、孤独感を抱え、地域とのつながりが希薄である可能性があり、早い段階で一人一人の状況把握に努め、必要な人に情報やサービスを届けることが大事と考えた。</p> <p>令和5年度の訪問結果は対面で会えた方が86%、不在、訪問拒否等が24%だった。</p> <p>市職員の訪問は、高齢者福祉課に加え、所属に関係なく高齢者との対話を通じて市民の暮らしぶりを把握し、職務に生かすことを目的に昇任昇格者（約50名）が訪問した。</p> <p><b>【他の孤独防止につながる事業】</b></p> <p>市内80か所の高齢者サロンのほか、一般介護予防事業「まちかど運動教室」30か所の実施。ボランティアによる移動支援サービス事業なども行われている。</p>



成果（参考になった点）、課題等

高齢者宅を直接訪問、対話することで初めてわかることもあり、必要なサービスや見守りにもつなげられる事業であること。市職員が訪問することにより、それぞれの部署に高齢者への視点が生かされる取組となっていることなど参考となった。

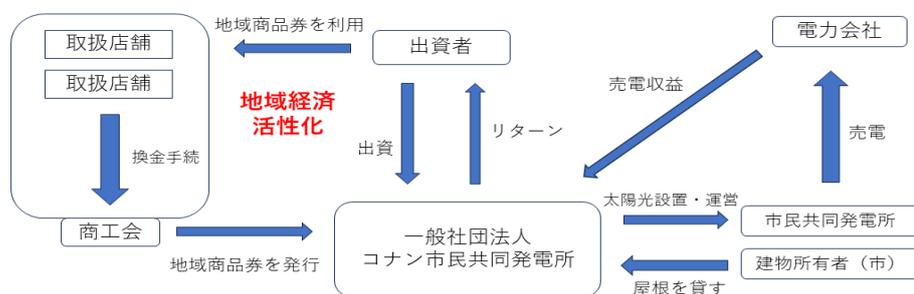
厚生委員会（令和6年10月23日から同月25日まで）

日時	令和6年10月24日 午前10時から正午まで
視察先	滋賀県湖南市
テーマ	コナン市民共同発電所について
目的	市民共同発電所と湖南市における自然エネルギーを活用した取組を学ぶ。

内容

平成9年 全国初の事業型市民共同発電所が湖南市で稼働  
平成23年 一般社団法人コナン市民共同発電所を設立

コナン市民共同発電所の事業スキーム



全量ウルトラパワー株式会社に売電。

平成24年9月議会で、「湖南市地域自然エネルギー基本条例」が制定された。条例の基本理念として、市、事業者及び市民は自然エネルギーの積極的な活用を努めることを定めている。

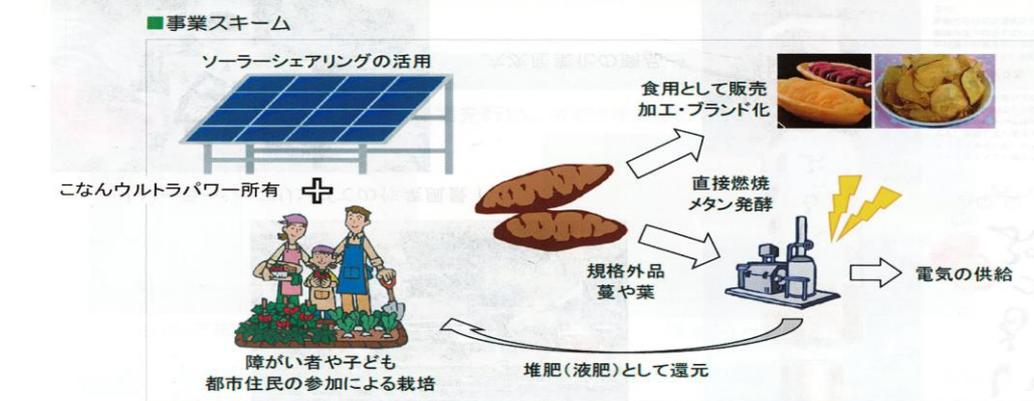
平成28年地域新電力会社 こなんウルトラパワー株式会社設立。

代表取締役は湖南市長。事業目的として、地域温暖化防止への貢献など湖南市地域活性化戦略プランに掲げる基本方針の実現を挙げ、市とは包括的連携協定を締結している。

現在、湖南市内で20か所の公共、民間施設及び個人住宅で太陽光発電事業が行なわれている。

また、福祉と農業の連携を行う、イモエネルギー活用プロジェクトなども行われている。

こなんソーラーシェアリングによる農福連携



成果（参考になった点）、課題等

太陽光発電所を市民と共同出資で設置したことや、売電益は地域商品券を発行して地域内の経済循環をさせ、地域の活性化を図る事業に展開されたこと。また、市民が参加することで、環境問題や再生可能エネルギーへの意識の高揚にも効果的と思われる。

湖南市の前身の一自治体である旧石部町は、日本の障害者福祉の第一人者と呼ばれる糸賀一雄氏らが設立した近江学園が立地し福祉のまちとして発展し、多くの福祉施設が開設された。イモエネルギー活用プロジェクト以外にも、林業事業者と福祉作業所等の連携による木質バイオマス燃料（薪）製造などの事業が行われ、障害のある人の雇用などにも取り組まれている点も参考となった。

厚生委員会（令和6年10月23日から同月25日まで）

日 時	令和6年10月24日 午後2時30分から午後4時まで
視察先	滋賀県野洲市
テーマ	野洲市くらし支えあい条例について
目 的	消費生活の安全と生活困窮者支援をセットにした初めての条例であり、問題解決のために全市で取り組んでいることについて学ぶ。
内 容	<p>野洲市くらし支えあい条例の概要は、「売り手よし（事業者）、買い手よし（消費者）、世間よし（地域）」の近江商人の教えである三方よしを継承し、事業者と消費者がともに満足し成長することで地域社会の発展を目指すことを条例の基本方針としている。消費者被害その他の市民の暮らしに関わる背景にその者の経済的困窮、地域社会からの孤立、その他の生活上の諸課題があることを踏まえ、消費者被害の解決のみならず、生活困窮者等を支援することにより、安全かつ安心で市民が支え合う暮らしの実現に寄与することを目的としている。</p> <p>所管課は市民生活相談課で、正規職員5名のほか、会計年度任用職員である消費生活相談員2名、就労支援員1名、相談支援員3名、相談支援包括化推進員1名（市民協議室所属）の体制である。</p> <p><b>【野洲市くらし支えあい条例の訪問販売登録制度について】</b></p> <p>条例では、事業者が市内で訪問販売をするときは、市の登録が必要となっている。無登録で訪問販売を行った事実が確認できた場合は、市の登録を申請するよう指導。登録事業者の基本的な情報を市のホームページで公表。消費者トラブルが発生した場合には、市が登録事業者にアフターサービスやクレームへの連絡ができるようになっている。</p> <p>令和5年度の相談受付件数は761件。相談を受けた契約・購入金額の合計額3億621万9,941円。契約トラブル等の相談による助言、あっせんにより救済された金額の総額は、2,528万8,956円（68件）。登録制度があることで、近隣自治体で問題のある事業者が販売活動を行っても野洲市では行われていないなどの効果も検証されている。</p> <p><b>【生活困窮者支援】（例）税金等、滞納からSOSをキャッチ</b></p> <p>平成24年に当時の市長が給食費の未納が問題となった時、「滞納は生活状況のシグナル」と位置付け、野洲市債権管理条例を制定。くらし支えあい条例制定においても、市は生活困窮者等のために生活上の諸課題の解決を行うとしている。</p> <p>生活困窮者支援状況 令和5年度 生活困窮者相談受付実人数 172人 プラン作成件数（再プラン含む。）269件 総就職決定者数 94人（実人数 79人） 住宅確保給付金支給対象実人数 8人</p> <p>ワンストップ相談により、借金返済から、就職、健康保険証での通院が可能となった事例などの紹介もあった。</p>



成果（参考になった点）、課題等

地域性もあるが、訪問販売登録制度が昨今の詐欺などへの対応にもつながると考える。

生活困窮者支援では、野洲市全庁で断らない相談体制を構築し、様々な情報をつなぎ合わせることで支援につなげていく姿勢を学んだ。

厚生委員会（令和6年10月23日から同月25日まで）

日 時	令和6年10月25日 午前10時から午前11時30分まで
視察先	兵庫県神戸市
テーマ	子ども・若者ケアラー相談・支援について
目 的	神戸市の子ども・若者ケアラー相談・支援事業を学ぶ。
内 容	<p>神戸市におけるヤングケアラー支援の取組のきっかけとなったのは、令和元年10月、20代の若者ケアラー（孫）が、同居していた認知症の祖母を殺害する事件が発生したことである。肉体的・精神的に追い込まれる若者ケアラーに対し、関係者による支援が十分に行えていなかったのではないかとの疑問など、孤立する「ヤングケアラー」の問題が浮き彫りになった。</p> <p>令和2年11月より神戸市福祉局、健康局、子ども家庭局、教育委員会事務局からなるプロジェクトチームを編成し検討や関係者からのヒアリングを実施した。一週間の間に70以上の事例が出され、相談するところがないなどの実態が明らかになった。</p> <p><b>【令和3年度から取り組む3つの施策を決定】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 相談・支援窓口の設置（全国初）課長含む6名で行う。 関係者及び当事者から相談を受け、 支援の調整を担う窓口の設置 （教育現場との連携・庁内ネットワーク・事例検討会）</li><li>2 身近な方々への理解の促進 学校、福祉、児童の関係者に対し、 研修や事例検討を通して、子ども・若者ケアラーへの理解の促進を図る。</li><li>3 交流と情報交換の場（ふうのひろば）の設置・NPO法人に委託・毎月1回開催 主に高校生以上の当事者同士が交流・情報交換ができる場づくり。小中学生には、子どもらしく過ごせる場として、子ども食堂や学習支援等を紹介</li></ol> <p><b>【窓口における相談状況】</b></p> <p>令和3年6月1日から令和6年9月30日（累計実件数） 相談件数 439件 電話322件、来所87件、メール30件 相談者 本人・家族42件、関係機関170件、関係者6件 相談経路の約8割が学校やその他の機関であり、ヤングケアラーに「気付く」強みがある。</p> <p><b>【子どもケアラー世帯への訪問支援事業】</b></p> <p>対象 市が支援を必要と認めた、18歳未満の子どもケアラーがいる世帯 支援内容 子どもケアラーの負担軽減のための家事や育児支援など 利用料金 無料</p> <p><b>【配食支援モデル事業】</b></p> <p>対象者は、おおむね30代前半までのケアラーのいる世帯 週1回、原則12回、家族の人数分を配食、利用料は無料</p>



成果（参考になった点）、課題等

実践を通じ必要と感じた制度を実施し、窓口の相談は断らないというケアラーへの支援に向き合う姿勢を強く感じた。